平成２６年（フ）第１４３号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目12番６号
破産者　湯浅　　巧
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９２７号
東京都港区虎ノ門３－６－２　第二秋山ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地２丁目10番６号
破産者　合同会社Ｊｕｐｉｔｅｒ
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１６号
東京都板橋区高島平８丁目７－５－501
破産者　清川　真人
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３４６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目８番30号
破産者　有限会社加瀬製作所
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５１号
東京都目黒区三田２丁目10―45―203
破産者　関根　光恵
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３１３号
東京都練馬区豊玉北５丁目６番２号　三奈美商事練馬ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区豊玉北５丁目６番２号
破産者　株式会社チャンピオン体育クラブ
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３０４号
東京都世田谷区奥沢３丁目２－３
破産者　根岸真由美
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４号
岐阜県多治見市高根町３丁目１番地の１　市営住宅Ｃ棟104号、従前の住所岐阜県多治見市笠原町3983番地の８　山春荘13号
破産者　坂﨑　昭子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１号
愛知県豊橋市中浜町115番地１
破産者　株式会社ジェイティー
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５３２９号
大阪市平野区瓜破３丁目２番53号
破産者　日生産業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３３号
大阪市中央区南久宝寺町２－１－２　竹田ビル10階1011号、商業登記簿上の本店所在地大阪市阿倍野区三明町１丁目13番28号
破産者　サドシマエンジニヤリング株式会社
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６４号
福岡県行橋市神田町２―21
破産者　有限会社広和企画
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７４号
大阪市北区東天満２丁目10番31号
破産者　株式会社イオン建築設計事務所
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７６号
大阪市阿倍野区文の里１丁目８番17号
破産者　有限会社シークエンス
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７７号
大阪市西区靱本町１丁目４番８号
破産者　株式会社アトラクトウエディング
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３号
岡山県津山市沼49番地の12
破産者　有限会社ｂｅｅ’Ｓ　ＰＬＡＮＥＴ
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２２２号
北九州市小倉北区若富士町１番26―505号
破産者　山縣　元次
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１号
埼玉県熊谷市柿沼624番地
破産者　小林基洗株式会社
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９３号
埼玉県東松山市大字石橋1729番地16
破産者　有限会社シルバー・ライン
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５３号
東京都羽村市神明台１丁目40番地10
破産者　株式会社タケ・イメージングコーポレーション
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３５４号
東京都羽村市羽中２丁目19番３号ハイツ浜中Ｃ
破産者　福井　武雄
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目25番43号
破産者　株式会社丸富
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部